

◇熊谷隆一君

○議長（伊藤福章君） 次に、4番熊谷隆一君登壇願います。

（4番 熊谷隆一君 登壇）

○4番（熊谷隆一君） これから一般質問を行いますが、日ごろの不摂生がたたりまして風邪を引きまして、ごらんのような声になってしまい、お聞き苦しいと思いますが、よろしく願いいたします。

初めに、農業問題について伺います。

平成19年から実施されようとしている新たな農業政策は、これまでの米を中心とした家族経営型の日本の農業を根底から覆し、これまでになく大きな変化と改革が伴う政策であると言われております。私はまだその政策の中身については説明を聞く機会を得ておられないわけですが、一部報道等によりますと、一つ目として、品目横断的経営安定対策。二つ目として、米政策改革推進対策、三つ目として、農地、水、環境保全向上対策などを内容とする経営所得安定対策大綱が11月に決定されたとあります。ただし、これらの政策の対象になれる農家は、これまでの全農家ではなくて、担い手と言われる認定農業者か特定農業団体、またはこれと同様の要件を満たした集落営農組織で、経営規模が認定農業者で4ヘクタール、集落営農組織で20ヘクタールとされております。

とらえようによっては、農家の選別政策であると思います。美郷町の基幹産業が農業であり、町の成り立ちが農業を基本としている以上、町のおおよその農家が新しい政策の対象となれるように町の農業政策を進めていただきたいと思うわけであります。

平成19年から全町各地域で取り組むとなると、時間的な余裕は余りないと考えられますので、一部実施されているようではあります。各農家、集落に対して政策の中身、担い手の方向などの説明の方法、時期など、町の取り組みについてお伺いをいたします。

この政策は、これまで地域に農家が経験したことのない厳しい、しかも難しい内容の政策となっております。その推進には農政課のみならず農業委員会、JA、土地改良区など農業関連団体の連携が求められると思いますが、そのような取り組みの考えがあるのかお伺いいたします。他地区で、他町村等で言われておりますワンフロア化ということがございます。

現在、美郷町では二つの農業法人が設立され、モデルとして立派に経営しておられるわけですが、仮にこの集落営農等の話し合いがまとまりまして、組織が立ち上がった場合に、その組織が運営上慣れるまでの間、一番困難を極めることはやはり事務作業ではないかなというふうに予想されます。そこで、役場やJAなどを退職した事務経験豊富な人たちから、その集落営農組織の事務作業を担ってもらうような仕組みづくりが考えられないのかお伺いいたします。

二つ目の質問といたしまして、次に、地下水の涵養と安全性確保について伺います。美郷町は六郷地区を中心に清水の町と言われており、水が大事な観光資源ともなっております。一方で町内には上水道

未設置の地域も多く、飲料など生活用水を地下水に頼っている世帯がまだ多数あると思われます。ただし、地下水利用世帯では、一部水質の悪いところを除けば、これまで何らその使用に不便を感じておらず、永久にその安全性と量が確保されると考えてきたと思います。ところが、先般の農薬流出事故を経験し、その安全性に対して心配をいたしました。また、土崎、小荒川地区担い手育成圃場整備事業においては、農地の整備と同時に環境や生態系に配慮した事業が行われ、農業用水や生活水の確保、絶滅危惧種であるイバラトミヨの保護を目的として六つの湧泉の整備もされましたが、一番メインとなる大清水の水位の低下と、湧出量の減少が問題になっております。

これらのことは、県事業である関係で、県の仙平事務所が今管理をしておるわけでありますが、湧泉の保全には上流地域における水源涵養対策が有効であるということが六郷地区の湧泉涵養地の設置事業等で実証されております。

昨年11月美郷町発足と同時に、町では環境保護条例が制定されておまして、その中で、水質の汚濁が規制されておるわけでありますが、別に地下水を対象とした安全性と量の確保を目的とした条例化と、新たなルールづくりをして、広く町民の地下水の保全に対する意識の共有化を図り、地下水の保全を進めていく必要があると思っておりますが、町の考えをお伺いします。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに農業問題についてですが、議員ご指摘のとおり、ことし10月に公表された農林水産省の経営所得安定対策等大綱では、19年度から全農家を対象にした品目別対策から担い手の経営に着目した品目横断的経営安定対策へ移行することが示されております。農業の国際化が進展している中、地域農業の将来を支える担い手づくりが急務であるとし、一定規模以上の経営体に支援策を講じ、その育成確保に努めていく内容となっております。

まずは、こうした趣旨及び事業に関する正確な情報を的確に農家に伝えることが農政推進上大切なことと認識しております。そのため、新たな農業政策の詳細については未定の部分もあるわけですが、来年1月中には行政と農業団体が連携を図りながら、参加しやすい時間帯と会場に配慮し、集落や地区単位の説明会を開催したいと考えております。また、集落や農業生産組織から個別に説明要請があった場合には、夜間や祭日を問わず対応していきたいと考えております。担い手づくりの方向性については、個人の意向を尊重しながら、集落や地域内において十分に検討、その方向性を定めるべきことと理解しております。そのために必要な情報等については、農業団体と連携を図りながら可能な限り対応してまいります。

次に、関係団体とのワンフロア化についてですが、行政と農業団体との事務室共有については、事務の効率化や連携機能の強化などの利点が想定され、農家にとっても利便性が向上するものと思われませんが、一方で、事務室設置の場所、あるいは事務室確保の問題、それから、おのこのの 関連業務との関係、連携、それから、業務範囲の明確化など、さまざまな問題があり、現段階では難しいものと存じます。

現在、インターネットや事務機器の向上により情報の共有や交換は瞬時にできるようになっておりますので、これらを有効活用して、行政と農業団体の連携強化に努めることで、農家の要望や相談に対応してまいりたいと存じます。

次に、集落営農組織等に対する事務支援についてですが、このたびの大綱で示されました一定規模以上の集落営農組織等には、将来的に効率的で安定した経営を行う、いわゆる自立が求められております。こうした姿を目指しての集落営農組織等の構築と事業推進のためには、合意形成のための話し合いや経理の一元化、所得の配分、農地の集積、所有農機具の活用調整など、多くの事務が生じると考えられますが、基本的にはみずからの責任において個々の組織で自立対応していくことが求められます。

行政としては、そうした取り組みが円滑に推進していくよう、されていくよう農業団体等と連携をとりながら事業内容の説明や必要な情報提供、各種相談や個別指導、経理指導など各般にわたる支援を行いまして、意欲のある集落営農組織等の育成に努めてまいりたいと存じます。そのため、町では、来年1月中に独自に農協や土地改良区、農業共済、農業委員会など関係機関による集落営農等支援チームを立ち上げ、事務指導も含めた具体の支援に取り組んでまいりたいと存じますので、こうした形での支援にご理解いただきたいと存じます。いずれ、そうした体制が整えば、広報等を通じて周知を図りたいと存じますので、どうかご活用いただきたいと思います。

次に、地下水の涵養と保全確保についてですが、議員がご指摘のとおり、ことしの農薬流出事故については地域住民の方に随分とご心配をおかけしました。反面、その事件によりまして、地下水に対しての認識が改められた面もあります。町としては、千畑地区のみならず六郷地区、仙南地区、ともに地下水を飲料水としている地域でありますので、今後とも地下水を保全管理するための行政としての取り組み、例えば不法投棄の防止、それから既に整備しております六郷地区における涵養池の管理、そういった取り組みを強化してまいるとともに、住民に対し地下水が有限の資源であるということにご理解いただく普及啓蒙を図るとともに、節水について働きかけてまいりたいと思います。

こうした取り組みを重ねて、ここ美郷町の地下水が未来永劫、量的にも、また質的にも安全、安心できる水となりますように行政として取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上もちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番熊谷隆一君の一般質問を終わります。